

令和8年7月14日、重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律が改正施行され、**ドローン等の飛行禁止エリアが拡大されました。**

折尾警察署管内には、飛行禁止にかかる重要施設「航空自衛隊芦屋基地」があり、芦屋基地の直上で飛行させられないのは当然ですが、**芦屋基地の周囲から1,000mのエリアでも飛行させることができません。**もし、「敷地等」以外の飛行禁止エリア内でドローン等を飛行させた場合には「6月以下の拘禁刑、または50万円以下の罰金」が科される可能性があります。

飛行禁止エリア内でドローン等を飛行させる場合には、あらかじめ折尾警察署等への事前通報が必要です（飛行を開始する48時間前まで）。

ドローン等の飛行禁止エリアが 1,000mに 拡大します

飛行禁止エリアでドローン等を飛行させる場合には警察への**事前通報等が必要**です



違反行為には罰則があります

小型無人機等飛行禁止法の改正により規制が強化されます

飛行禁止 エリアの拡大

重要施設の敷地等の周囲「おおむね300m」であった飛行禁止エリアが「おおむね**1,000m**」に拡大

罰則の創設

重要施設の「敷地等」の上空飛行に対する従前の罰則に加え、「敷地等」以外の飛行禁止エリアの上空飛行に対する罰則が創設

「敷地等」の上空飛行

1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金

創設

「敷地等」以外の 飛行禁止エリアの上空飛行

6月以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金

詳細は警察庁の
ウェブサイトへ



重要施設とは

① 国の重要な施設等 (国会議事堂、首相官邸、 最高裁判所、皇居 など)



② 外国公館等



③ 防衛関係施設



④ 空港



⑤ 原子力事業所



※①及び②には、国内要人が出席する行事会場等や外国要人が参加する国際会議の準備・運営のために使用される会議場施設等の一時的に指定される施設が含まれます。

飛行禁止の例外

① 重要施設の管理者又はその同意を得た者による飛行禁止エリアの上空飛行

(例) 測量やインフラ点検、取材・報道のための空撮等

② 土地の所有者・占有者又はその同意を得た者による当該土地の上空飛行

(例) 所有・占有する農地における農業散布や、自宅の庭におけるドローンの操作練習等

③ 国又は地方公共団体の業務を実施するために行う飛行禁止エリアの上空飛行

(例) 災害対応業務等

事前通報手続の
詳細



上記①～③の飛行禁止の例外に当たる場合でも、警察等への事前通報（原則として飛行開始の48時間前）が必要です。

「航空法」による無人航空機（重量100g以上の機体）に関する規制もご確認ください。

国土
交通省



規制の対象となるドローン等とは

小型無人機

(重量100g未満の機体を含む)

- ドローン
- ラジコン機
- 農業散布用ヘリコプター など

特定航空用機器

- 気球
- パラグライダー
- ハンググライダー
- 噴射浮揚機器 など

